

。互助会設立の根拠

地方公務員法第42条に「地方公共団体は、職員の保健，元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し，これを実施しなければならない。」とし，使用者としての地方公共団体に対して，職員のための計画的な厚生制度の実施を義務付けている事を根拠に大阪府市町村職員互助会を結成し，ここに互助機能を委託している。

。大阪府市町村職員互助会（以下互助会）とは

< 設立の目的 >

大阪府下市町村等に働く職員がお互い助け合うことにより，福利の増進や生活の向上を計り，もって公務の能率的増進と地方自治の振興に寄与することを目的とする。（定款より）

< 構成員等 >

- 加入事業所 104 団体（市町村43 団体、一部事務組合33 団体、その他28 団体）
- 会員数 60,009 人（平成16 年3 月末現在）
- 理事長 稲田和泉市市長

。互助会の現状と問題点（課題）

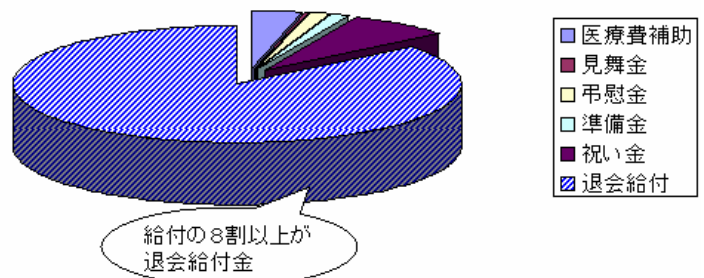
事業内容

- ・ 給付内容について

給付内容	金額	
退会給付金(平均)	583万円(和泉市)	
入院費補助金	2千円/日	
人間ドック補助金	利用者負担の75%	
休業補助金	給与月額80%	
傷害見舞金	60万円以内	
死亡弔慰金	50万円	
出産準備金	5万円	
結婚準備金	10万円	
入学祝い金	幼稚園	2万円
	小学校	3万円
	中学校	4万円
	高等学校	5万円
成年祝い金	6万円	
在会慰労金	10年	2万円
	20年	5万円
	30年	10万円
結婚記念祝い金	15年	3万円
	25年	5万円

左が現在の給付内容であるが、第二の退職金といわれる退会給付金や、子供への幼稚園から高等学校までの入学祝い金、結婚祝い金等、互助会の趣旨から逸脱した手厚い給付がなされており、中には健保や厚生会からの給付とだぶっているものがあり（次ページ参照）市民の感覚からかけ離れたものとなっている。

< 給付実績 H15 年度決算より >



上のグラフにあるように給付の8割以上は退会給付金で、H15 年度決算では一人あたり平均360万円もの高額な給付がなされている。

この退会給付金の支出は違法との判断が大阪高裁ででており、現在互助会が最高裁に上告中のいわゆる付きのものである。

< 各種給付との重複 >

互助会の給付と健保及び厚生会との給付のダブリは以下の通り。厚生会の部分に修正があります。黄色の所にマウスをあわせて下さい。

互助会		健康保険		和泉市消防職員親睦厚生会 (*)		厚生会(和泉市本庁)	
入院費補助金		入院時食事療養費					
		療養費					
介護補助金		訪問介護療養費					
休業補償金		傷病手当金					
人間ドック補助金						人間ドック助成金	
傷害見舞金				病気見舞金			
災害見舞金							
死亡弔慰金		埋葬料					
親族死亡弔慰金							
結婚準備金				結婚祝い金			
出産準備金		出産育児一時金		出産祝い金			
		出産手当金					
入学祝い金				入学祝い金			
進学祝い金							
成年祝い金							
在会慰労金				在会慰労金			
結婚記念祝い金							
退会給付金				退会餞別金・記念品			

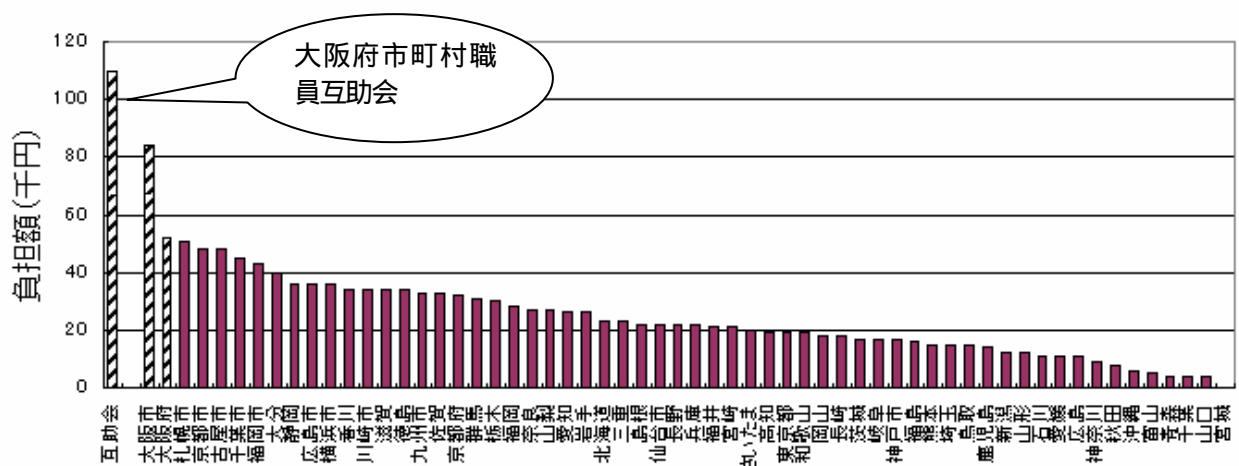
(*) 但し和泉市消防職員親睦厚生会については職員の掛け金で充当し、公費からの投入はありません

公金からの手厚い補助

前述の給付を行うための財源として、職員の掛け金の2倍弱の公金が税金から補助金として投入されている。15年度決算から、一人平均年間110千円もの多額の税金が投入されている。現在職員の厚遇が問題となっている大阪市の金額をも上回る投入がなされている。

浅野知事の宮城県は財政危機宣言を行い2001年に全廃しています。(下のグラフの右端です)
千葉県が今年度に全廃し、鳥取県、島根県も来年度には廃止されるようです。

年間負担額(千円/人)



又近くの兵庫県小野市では

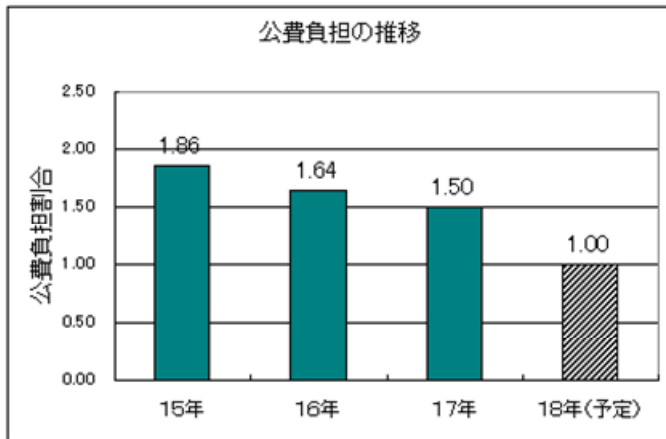
「『市民の目線でみて、理屈に合わない公金は支出すべきではない』ということは、好むと好まざるとにかかわらず、どの自治体も避けて通れないであろう」、「いずれ他の自治体も歩調を合わせざるをえなくなる」、「『地方から国を変える』という信念で改革に取り組む」としていち早く「職員互助会への補助廃止」を打ち出した。

現在、小野市では、使用者責任として市で取り組むべき福利厚生のあるあり方を検討する一方、職員互助会では、職員全員に対するアンケート調査を実施して互助会の本来あるべき姿をゼロベースで検討し、前例踏襲型の従来のやり方を見直し、固定観念にとらわれない「現状打破と新たな創造」へ向けて、更なる改革を進めている。

等先進市では補助金全廃の動きがあります。

公金投入への新たな動き

市民の厳しい視線や厳しい自治体財政を受けて、遅まきながら自治体の負担率の見直しが始まりました。



予定では平成18年に自治体負担と職員の掛け金を等分にする(1:1)計画があります。平成18年度に1:1にする計画ですがこれで果たして十分なのでしょうか。給付の内容も含めもう一度ゼロベースで考えることが必要では無いでしょうか。

<参考>

互助会の実情補足

H15 年度決算から

<財政状況>

事業収入	会費	3,541,436
	補給金	6,577,371
	その他	864,469
	計	10,983,276
事業支出	給付事業	14,694,952
	厚生事業	716,248
	事務費	239,385
	繰出金	68,000
	子備費	10,815
	計	15,729,400
収支	(赤字)	-4,746,124

平成15年度は47億円強の赤字。

これを責任準備金を取り崩し対応。

その結果 H15 年度末の責任準備金は519億円強に減少。

会員一人あたりは90万円弱。

自治体補助の削減を考えれば給付の見直し、特に退会給付金
の見直しは必須。

東京にある互助会館「なにわ」は必要なのか

<なにわの決算>

・事業収入 96百万円

・支出 162百万円 差引 66百万円の赤字

このため上の一般経理から68百万円を補填している。

このような補填を続けて、一体東京都に職員用の宿舍が必要なのか。

一般企業の福利厚生施設の転売が相次ぐ中、互助会もこのような不要不急の施設を持つ余裕はもはや無いのではないか。